

第3回 甲賀市自治基本条例策定委員会 会議録（概要）

【日 時】 平成25年9月3日（火） 15時～17時10分

【場 所】 サントピア水口（共同福祉施設）教養文化室

○出席者

策定委員：14名（委員総数15名）

小林委員、村上委員、山川委員、寺田委員、安達委員、黄瀬委員、奥野委員、大原委員、田村委員、橋本委員、増山委員、田中委員、三浦委員、馬場委員

庁内作業チーム：20名（委員総数22人）

柚口委員、奥山委員、橋本委員、藤村委員、谷委員、廣岡委員、田嶋委員、古谷委員、徳田委員、太田委員、林委員、西村委員、藤田委員、松井委員、田原委員、呉竹委員、中尾委員、中島委員、清水委員

オブザーバー参加：あいこうか・市民活動ボランティアセンター コーディネーター
宮治、大平

事務局：中島、清水、築島、川上

○次 第

1. 開会（市民憲章唱和）
2. 第2回会議録の確認について
3. ワークショップ（グループ討議）
4. 次回の内容について
5. 閉会

■ 1. 開会

○事務局

みなさん、こんにちは。本日、第3回の甲賀市自治基本条例策定委員会を開会させていただきます。

開会にあたりまして、市民憲章の唱和を行います。ご起立いただき、私のあとに続いてご唱和をお願いいたします。

（市民憲章唱和）

○事務局

それでは会議の進行を小林委員長をお願いいたします。

○委員長

あらためましてみなさん、こんにちは。9月に入ったとはいえ、まだまだ暑いです

ね。外ではセミが鳴いています。体感気温ではまだまだ暑いと感じますが、外では稲刈りをされている光景を見ますし、刈り入れ時に雨が降ると農家の方も大変だと思いますが、気が付くと秋はそこまで来ているということです。

地上が暑くて、上空はすでに秋の気温、といった温度差が激しくなると、昨日の埼玉県で発生した突風、竜巻が増えるようなことがあるようですが、今日の会議は自治基本条例策定委員の市民のみなさんと、市役所庁内の作業チームのみなさんとの合同による開催です。もしかすると、お互いに温度差があるかもしれませんが、突風・竜巻が起こらないようにと思っています。いろんな立場の方がいらっしゃいますが、温度差が残ったままですと気象条件的にもよろしくないなので、できるだけマイルドにお互いうまく交じり合って、いいところを出していただくことで、グループとして居心地の良い温度になれると思います。それぞれがお互いの意見を出し合うと同時に、他の方の意見もよく聞いていただいて、お互いを尊重し合って、あまりぶつかりあわずに話を進めていければと思います。1日どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ってまいります。会議の開会にあたりまして出席委員の確認を事務局からお願いいたします。

○事務局

出席委員の方の確認をさせていただきます。自治基本条例策定委員会は15人で構成されていますが、14人の方のご出席をいただいております。その中で前回、前々回欠席されていましたが奥野さんが今回出席されています。それともう一点、前回欠席されていましたが宍戸委員さんにつきましては、事情によりまして解囑願いを出されていることをご報告させていただきます。

○委員長

ありがとうございます。ご事情があるということでおいでになられていないということです。そのほかの策定委員のみなさまはご出席ということです。それでは前回、前々回おいでいただけなかった奥野さんから自己紹介をお願いいたします。

○委員

みなさまこんにちは。甲南町からまいりました奥野麻美子といたします。こういった委員会ははじめてのことですので少し緊張していますが、個人的なことをいいますと、私の子どもは小学校5年生なのですが発達障害がありまして三雲養護学校に通っています。その関係上、発達障害児等の親の会を設立して5年目になります。福祉関係、医療関係その他母親として保護者としていろんなことをお話しできればと思います。みなさんよろしくお願いいたします。

○委員長

よろしくお願ひいたします。今日から庁内作業チームのみなさんもご一緒ということですが、こちらの出欠状況はいかがでしょう。

○事務局

庁内作業チームは3名が欠席です。

■ 2. 第2回会議録の確認について

○委員長

わかりました。ありがとうございます。今日から人数が多くなりますがよろしくお願ひいたします。

それでは次第に従いまして、2つめの第2回会議録の確認についてです。一通り見渡す中で、所々で誤字・脱字が見受けられますが、それ以外で内容についてはこれでよろしかったでしょうか。

○委員

議事録の個人名についてですが、やはり個人名は必要なのではないでしょうか。わたしは会議用の確認資料であっても必要ないと考えています。委員長、事務局、委員の区別ができれば十分でないかと思ひます。情報公開により、個人に圧力をかけるようなことを危惧することもおっしゃってましたし、そういったことを私も経験したことがありますので、表現は「委員」という記載でいいのではないかと思ひます。

○委員長

ありがとうございます。前回議論されたことですが、やはり会議録を確認する資料としても個人名が入っていない形がいいのではないかというご提案でした。ご提案の主旨としてはいろいろと危惧されることもあるというお話でしたので、この点に関して宿題となっていました協議内容についてご説明いただけることとなっていました。事務局はいかがでしょう。

○事務局

情報公開請求により、もし発言した委員がなんらかの不利益を被るようなことがあった場合、市が守ってくれるのかということについてですが、法務室で確認しましたところ、不当行為をした場合は市として守らせていただきますということです。

○委員長

県警から来られている職員さんがいらっしゃるということで、なんらかの対応はしていただけるということです。

○委員

そもそも、情報公開請求により資料を提供しなければならないのでしょうか。というのは、例えば、請求者だけでなく、請求者の所属する団体の方がその情報を共有すれば、まったく心当たりのない人から圧力を受けることも想定できます。匿名の手紙が届く、あるいは電話がかかってくることもあるようですので、そういった危惧のないようにするためにも、個人の名前を非公開としていただきたいと思います。

○委員長

情報公開の請求があっても名前が出ないようにできないか検討して欲しいという主旨の発言だったと思います。前回は確認させていただいたところですが、会議用資料であっても名前の入った書類を市役所が作成した場合は、情報公開請求がありますと名前は出てしまう、出てしまわざるを得ないですから、他の委員がおっしゃったように危惧される点があるのであれば、そもそも名前の入った資料を作らないという対応しかないだろうと思います。名前入りの資料は確認をする際に誰が発言したかがわかるので便利がいいのですが、情報公開請求があると誰の発言なのか特定されるため、それは避けたいというご意見でしたがいかがでしょうか。

○委員

議論は尽きないと思います。会議用の資料について名前入りにするのもしないのかそれだけのことで、委員のみなさんに賛否をとったほうがいいのではないのでしょうか。

○委員長

賛否というのは多数決ということですね。

○委員

今日、すぐこの場で決めずに、先延ばしをしてもう少しよく考えたほうがいいのではないのでしょうか。

○委員長

結論を先送りすればするほど名前入りの会議録が作成されることになります。

○委員

会議録は確認しますが、情報公開の対象の資料とせずに保留した状態ではいけませんか。

○事務局

甲賀市の情報公開条例では市政に関する市民のみなさんの知る権利を保障したも

のですので、個人の方が不利益を被ることがない情報と判断されれば出すこととなります。

○委員

情報公開をされる方の目的は多分、発言者に対して何か攻撃するような類のことではないでしょうか。不利益になるに決まっているのではないのでしょうか。ですから、情報公開をしないとするとのも一つの方法ではないでしょうか。

○委員長

私も大学で研究をしている立場なので情報公開請求をすることがあります。会議ではどういってお立場の方がその会議の議論をリードされていたのか、どういう主旨のご意見をされたのか等、物事がどのように決まっていたのかプロセスの後追いを確認するために情報公開請求をすることがあります。決して発言された方に対して何かいやがらせをしようという目的ではなく、あくまでもどういってお立場の方がどういう議論をされてきたのかを確認するために請求することはありません。ですので、一義的に情報公開請求をする方はいやがらせをすることが目的と決めつけることは困難だと思います。正当な手続きで来られた場合、存在する書類について個人の利益を害するということが明確に判断できないときには公開されるというのが市の情報公開請求制度の運用になっていると思います。

そうしたご意見を踏まえて、事務局にもお聞きしたいと思います。どうしても個人名入り資料を作らなければいけないという筋合いでもありませんから、懸念が拭えないことで毎回、議論に入れずに先に進めないのであれば、ご自分でどういう発言をしたのか覚えていただくとして、個人名を抜いた形で会議録を作成いただくとしてもやむを得ないと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

委員名入り会議録がないのであればもちろんその書類自体が存在しないため公開しようがありません。委員長がおっしゃったように、委員のみなさまが発言されたことを覚えていただければ、内容をご確認されることは難しくはないと思います。会議用の資料も委員名の入った会議録を作成せずに、「委員」だけの入ったものを共有する、インターネットでの掲載と同様のものとするということで委員のみなさまにお諮りします。

○委員長

これまで第1回、第2回で決めてきたことと内容が覆るわけですがどうでしょうか。

○委員

情報公開請求の目的は、会議の議論した内容だと思いますので、個人の名前まで知

りたいというケースはあまりないと思います。しかし、個人名を知ろうとする方は悪用するかもしれませんので、会議用としても個人名は掲載せずに、委員長、委員、事務局という表現の会議録でいいと思います。

○委員長

他の委員の方はいかがでしょうか。そもそも個人名の入った会議録は作成しないということでご異議はございませんでしょうか。

— 異議なし —

○委員長

それでは3回にわたって議論してきましたが、会議録については会議用資料としても個人名は入らない形で今後は運用させていただくということで決しました。ありがとうございました。

そのほかの点について会議録の確認ですが、時間も押していますので、てにをは等あるいは表現の修正等、全体の議論に関わらない分については事務局へ直接申し出いただき、最終的に委員長として私が確認するというご一任いただければと思います。てにをは、誤字脱字以外でみなさんから発言の主旨が違うということがあればご発言いただければと思います。

○委員

プロセスが大事ということでしたが、自治基本条例策定のいきさつについて簡単で結構ですので教えてください。

○委員長

我々が市長から委員として委嘱いただき、この会がスタートしましたが、「まちづくりの基本となる考え方や市民・議会・行政それぞれの役割、市民参加のしくみなどを市民自治の主体者である市民のみなさまとの協働で進めていくための規範となる甲賀市自治基本条例案の策定につきましてご審議いただきますよう諮問します。」と市長から諮問を受けて審議しているということではありますが、そもそも、なぜ、市長がこの自治基本条例を作ろうということをお決りになったのか、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

委員長の講話にもありましたが、地方分権の時代が来ており、地域で責任を持って地域で決めていき、市民参画のもとで市民のみなさんにもいろいろな形で役割を担っていただきながら進めていくという時代に入っていることから、市民・行政の役割の

明文化が必要となってきました。また協働という市民・行政等が力を合わせて共に汗を流してやっていくという時代の中で、これまで文章化していなかったことを明確にしていくことが大事だということで自治基本条例の策定に取り組むこととなりました。

○委員

自治基本条例を作ろうとしたのは議員さんからですか、市長さんから始まったのですか。

○事務局

市長です。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○委員長

会議録の内容については他にご意見ございますか。

○事務局

インターネット上の会議録について、第1回目の会議で自己紹介をされていますが、会議の議論ではないのでどういったお立場で参加されているか掲載をさせていただきます。また、この会議については何度も開催させていただくことから、プロセスを大事にしながら進めていきます。一般の方にも会議の様子を見ていただきたいことから傍聴席を用意していますが、ホームページにも会議で議論している様子を掲載したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長

できるだけオープンに公開していくということでご協力をお願いいたします。

○委員

15Pの下から13行目の「民生委員」を「民生委員児童委員」でお願いします。

○委員長

発言者もいいということですので修正をお願いいたします。他はないでしょうか。それでは、大筋はこれでご承認いただけたということで処理させていただきたいと思えます。

続いて会議次第の3番、ワークショップに入りたいと思います。時間が押していま

すが、簡単に進め方をお話しさせていただきたいと思います。みなさんのお手元にあるワークショップの基本ルールをご覧くださいと思います。

これからみなさんにご発言をいただきながら進めていくこととなりますが、是非お互いを尊重しあっていたきたいということ、話し合いに積極的に参加しましょうということが書いてあります。この書かれていることを守って進めていただきたいと思います。できるだけ時間を有効に使っていただくために、一番初めに確認したことでありますが、発言はできるだけ短く、相手を否定しないということをお願いします。

策定委員のみなさんは前回もワークショップを経験していただきましたが、ポストイット、付箋紙は糊がついていない方へ書いてください。また、上下もありますので、はがれにくいことから糊がついている方が上になるように書くときに気をつけていただければと思います。また、前回も申し上げましたが、1枚の付箋紙には一つの項目だけを書くようにしてください。紙がもったいないと思うかもしれませんが、貼り直したりして整理をする都合がありますのでご協力をお願いいたします。

あとは各テーブルにファシリテーターという進行役を務めてくださる方がいらっしゃいますので、ファシリテーターさんの指示に従って進めていただければと思います。今日の課題はテーマの①にあります「甲賀市の良いところ、強みに」について、ここはもっと伸ばしていきたい、将来にわたって残していきたいと思うような甲賀市の良いところを緑色のポストイットで、ここは少し変えていかなければならないような悪いところについてはピンクのポストイットに書くことをまず作業としてやっていただいて、それを踏まえながら良いところを活かすためにはどうしたらいいのか、悪いところを改善するためにはどうしたらいいのか、条例にどう書いていけばいいのか果たして書くことができるのか等議論を深めていただきたいと思います。何かご質問ありますか。よろしいですか。では、終了時間を少し繰り下げましょう、16時40分までをお願いします。

■ 3. ワークショップ（グループ討議）

◆◆◆ 5つのグループに分かれてワークショップ（65分） ◆◆◆

○委員長

それでは、時間も経過していますので、そろそろ発表に移りたいと思います。時間は3分ほどで簡潔にお願いいたします。

《A グループ》

甲賀市の強み、良いところですが、産業では企業が活発であり、農林業が続いているということです。特にいいところは自然が豊かで災害が少ない点。それから人との関わりでは近所づきあいがあり人情味があるということです。インフラにつままして

は、甲賀市にはなんと新名神高速道路にインターチェンジが3つもあるのはポイントだと思います。伝統文化は歴史文化財があり地域ごとに伝統文化が残っているということです。また、旧町ごとにやり方が違っていましたのでいろいろな選択肢があるということがメリットだということです。

弱みについては、強みにもあげましたが、産業は本社企業が少ないこと、インフラは電車が少ない、バスのルートに少し不満がある、幹線道路が十分ではない等です。全国的なことではありますが、少子高齢化は大きな問題だと思います。あと、公共施設の老朽化や小学校が多すぎることで、小児科が少ないといった施設の問題があります。行政では区長会と自治振興会の役割がまだはっきりしていないこと、母親への支援が足りないこと、財源が不足し補助金が削られることや市民活動に十分な援助がもらえないなどです。また、高校生が国歌を斉唱しないという意見もありました。営みについては範囲が広いのでまち同士のつながりがうすれていることや、甲賀市は範囲が広域なため、地域差がでていて、悪いところ等が弱み、悪いところ等です。

条例化に向けて前文には日本人として、日本国民としてまたその中での甲賀市民としての自覚と誇りを持つことを挙げる。それから自然保護、産業では雇用の創出、伝統文化では地域の歴史文化を大切に、文化財を活かしたまちづくりを入れる。行政については福祉事業の役割分担や補助金の見直しと整理、そして子育て支援、母支援をもっと充実してもらい、市民の憩いの場所づくりを整えてほしいことなどを盛り込んでいけたらと思います。それから、人権を大切にする、思いやりのある気持ちを育てることで人権意識の高揚に努める。また、市民活動支援や区・自治振興会とのすみわけをしっかりと明記することです。以上です。

○委員長

ありがとうございました。時間があれば質問をしたいのですが、他の班と重複する内容のところは端折っていただき、自分のチームにしかないことを集中的にお話しただくと時間の節約にもなりますのでよろしく願いいたします。

《B グループ》

同じテーマで強みと弱みが出ました。交通関係では公共交通機関が少ないという中で逆に信楽高原鐵道が頑張っていて営業を続けていることが非常にいいという意見もあれば、幹線道路が少なくて行きにくいという反面、新名神高速道路ができてどこにでも行けるという意見があるなど、一長一短があり、みなさん現状をよく把握されていると感じました。地域の関係ではスポーツが地域でよく行われていることや地域愛があるなど前向きな見方もありますが、地元根性が強いこと、地域の活動や自発的な活動が少なくなってきたなど両面の意見がありました。また、公立甲賀病院が新しくできたことは非常に助かるという話も出ていました。地場産業では知名度が低くて、伝統文化がありながら宣伝ができず、これから盛り上げていかなければならないのです。

が、逆に元気な中小企業も中にはあって、日本で五個しか作れないというものを作っている会社もあるなど、独自のいいものがあるという意見がありました。ブランド品の茶葉に土山茶が使われているのを聞きました。こういったことは誇れることだと思います。市職員からは地域の高齢化や空き家が多いなどの意見が出ており、この町の活性化がだんだんと難しくなっていることを意見として聞くことができました。災害に対しての取組については、甲賀市はよくできているとか洪水や地震などの災害がほとんどないことは住みやすいまちではないかとみなさんが認識していました。それから、歴史文化としては豊富な郷土史、歴史のあるところでいろんな文化が脈々と息づいていること。最近ではドラマや映画の撮影も地元で行われているようですし、温泉もあちこちにありまして、また、ゴルフ場も非常に多いなど歴史文化が非常にいいということです。行政サービスのところでは前例にとらわれすぎでやりにくいところがあることや、スポーツ施設が使いにくいなど、いいところがありながら使いづらいことや、逆に行政窓口の方の対応が非常によくなってきたという意見もありました。甲賀市は東西に分かれているため面積が広すぎて効率的ではないこと、また、若者の遊び場が少なく、市街地への若者の流入、田舎と呼ばれる過疎地から主要な駅付近へ若者が流出しているという意見もありました。最近、セアカゴケグモが見つかりましたが、これも心配の種ということです。

条例化に向けては、災害に備えたまちづくり、子どもにとって魅力があり住み続けたいと思えるまちを子どもの頃からこの地域を好きになれば、大人になっても自分の地域に帰りたいと思える子どもが増えるだろうという意見です。これから就職しようとする子を取り込むことは難しいけれども、子どもの頃に好きになってもらえれば戻ってくる人も多くなるのではないのでしょうか。年寄りも安心して住み続けられるまちを、また、地場産業は伝統を継承するまちをテーマに条例を作っていくってはどうかという意見がありました。私が個人的に思ったのは、公共機関がないと言いますが、私は車の運転が好きで曲がりにくい道を車で走るとするのは非常に気持ちのいいものですから、逆にクローズアップして、車の走りやすいまちとして全面に押し出してもいいのではと思います。以上です。

○委員長

ありがとうございました。時間が押してきておりますのでCグループの方、恐れ入りますが時間厳守でよろしくお願いいたします。

《Cグループ》

Cグループの発表をさせていただきます。既にAグループ、Bグループで発表されたことと内容が重なるところは省略させていただきますが、Cグループとしてこれだけは伝えたいというタイトルを中心に発表します。まず、良いところですが、潜在する人財力、この財は財産の「財」です。次に悠久の魅力ということで、自然や歴史、

伝統文化を挙げています。甲賀市のセールスポイントは、先ほど発表がありました新名神高速道路の関連であるとか、観光資源のことなどがあります。悪いところですが、潜在する人財力に対して反対の意味で潜在したままの人財力、有能な方がいらっしゃるにもかかわらず眠ったままであることを書いています。2つめですが、日本の縮図ということで高齢化や若者対策の問題、他のグループにはなかったかもしれませんが越すに越せない壁として、旧町との交流が少ないことや旧町意識が強いなどがあります。それから合併の功罪として画一行政になっていることや合併時にしなくてはいけないことを今頃しているという意見、地域に必要なことを行政は進めてきたのですが、合併によって失われてしまったということです。

それから、コミュニティの衰退というところでは、地縁的なつながりが失われつつあることや公共の用地や私有地の管理ができていないなどです。生活基盤では、生活の泣きどころとして地域事情の問題、鉄道網の問題であるとか生活が不便であるということを書いていきます。

条例として取り上げていくうえでは、やはり人財力を眠らせておくのはもったいないので、自治基本条例において住民自治を基本にいろいろな課題について解決することを考えなくてはいけないと思います。具体的なことは今後の議論において改善の方向を出していくと思います。以上です。

○委員長

ありがとうございました。続いてDグループをお願いします。

《Dグループ》

甲賀大好きDグループとして話をさせていただきました。甲賀の良いところ・悪いところは先に発表されたグループとよく似ていたと思います。他のグループになかった意見は、大学や学校、専門学校がないということです。学生の方に来てもらうためには鉄道関係が整っていないこと、交通の便が悪い、若者が集える遊び場がないという話ができました。歴史文化も多いのですが、どうしたら市民のみなさんにわかっているだけで活かせるようにできるのかという話もしました。条例に関しては個人情報の扱いについていろんな場面でお困りだと思われるので、どのようにルール化すればいいのかは課題になるのではと思います。

甲賀の顔ってなんだろうといった時にみなさん、お答えできるでしょうか。私たちのグループもぱっと出てきませんでしたので、何かなと考えたときに、各町いろんなところがありますが、市全体がまとまっていないのではと感じています。みなさんが納得できるものがないような気がしますので、これを機会に一度、考えていく課題かと思えます。以上です。

○委員長

ありがとうございました。では、最後、Eグループお願いします。

《Eグループ》

いままでの発表の中で意見として出ていないものはありません。各グループでみなさんが熱心にお話しされていたことと同じ内容ではありますが、良いところから申し上げますと、歴史文化がたくさんあることや国際交流が進んでいるということ、続いて甲賀が光るブランドと題して、市全体がひとつのブランドではないか、合併前の5町の個性が生きている部分がありながら、市民が行っていること全てが甲賀ブランドであり甲賀オリジナルであることから、市民活動を尊重するというか活かすというルールを条例等に構築していく必要があるのではという意見が出ました。自然についてはどのグループにも出てきていますが、里山のように一定、人手が加わっていることで自然が保たれているなど豊かという反面、悲しいことに手が加わらないため荒れている部分もある中で、自然を大事にしなければいけないという意見が出ました。また、ショッピングセンターの進出により商店街が減少しているということや、中心市街地周辺では、辺地との格差が生じており衰退化しているという意見がありました。交通体系では利便性を求めている声がたくさんあるということ、それと、観光に関してはたくさんあるけれども情報発信がうまくできていないことや、旧町時代からたくさんある観光施設の統廃合できていないということでした。以上です。

○委員長

ありがとうございました。みなさん非常に熱心なご議論をしていただきました。17時を少し回ってしまいましたが、まとめと次に向けての話をしたいと思います。

ワークショップをしていかがでしたでしょうか。ご自分では気づかなかったことをグループの中でのなるほどと思ったこともあったのではないのでしょうか。また、自分のグループでは出てこなかったけれども他のグループの発表を聞いて気づくこともあったかもしれません。人数が集まるといろんなアイデアが出てきて、甲賀市の良いところ、悪いところが見えてくるという効果があったのではと思います。その中で今日は今後、こういうことをやっていきたい、こういうことをもっと生かしていけるといういなあとか、甲賀市としてどんなことに取り組んでいけばいいのか、どんなことがあるといいかといった課題についてたくさん出していただいたと思います。

ところで、考えていただきたいのは、前回の委員会で私がお話しさせていただきましたが、何をやるか、どんなことをやるかというのは実は総合計画などに書いていただくものであり、総合計画はすでにあるわけですが、条例というのとは何をやるか、どんなことをやるかではなくて、「誰がやるか・どうやるか」ということの方がむしろ大事です。「誰が、どういう方法でやるのか」ということがポイントだとお話しさせていただきました。今日、いろんな課題をたくさん出てきて、何をやるかどんなことをやるかは見えてきましたが、それをできるだけ主語をつけて考えましょう。その課

題を誰がどうやっていけばいいのか、少子高齢化、自然保護などについて、誰が、どうやるのか。新名神高速道路を活かしきれていないというなら、どうやっていくのか。誰がという主語がなければ条例としてはつらいところがあります。みなさんいろいろ議論をしていただいて、今後の条例化に向けての種をたくさん出していただいたのですが、今回はこの続きとして誰がというところをもう少し考えていただきたいと思います。おそらく、行政が、市役所がやること、市役所の責任といったものはある程度、今日出てきた意見のなかから、考えやすい部分は多いと思います。しかし、挙げていきますと、本当に全てを市役所にやらせても大丈夫だろうか、そんなに市役所ができるのだろうかという疑問がでてきますので、何もかも市役所がやりますというふうにはいかなくなると思います。市役所でなく誰がやるのかを考えたときに、漠然と市民がやると位置づけると、何でも市民になってしまいわからなくなります。例えば、自治振興会の役割と町内会（区・自治会）の役割について、どういうことが自治振興会の役割・責務なのか、どういうことを町内会（区・自治会）がやっていくのか、あるいは、個人としての市民の役割もあるでしょうし、市内の企業としての役割もあるかもしれません。また、市内の学校の役割もそうです。いろんな役割を担うべき人、組織・団体があると思います。誰がどういう責任を持ってどういう役割を果たしていくと、みなさんが挙げてくださった課題が解決していけるのだろうかと考えていただくと条例に少し近づいていけるのではと思います。

今日のまとめについては事務局から送っていただきますが、振り返りながら誰がやったらいいのかを次回までに考えていただければと思います。

少し時間を超過していますが、何か発言しておきたいことはございますか。よろしいですか。それでは次回会議の内容について話させていただきましたが、時間と場所について事務局からお願いします。

○事務局

みなさん、お疲れ様でした。次回の開催は9月20日金曜日、14時から、場所は水口福祉センター福祉ホールです。今日と同じ班のワークショップ形式で行いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長

今日の開始時間は15時でしたが、今回は14時からということでお間違えのないように。場所はここではなくて、水口の社会福祉センターということです。会議の議論の中で、旧町の関係において水口になんでも偏っているという意見が出ていましたが、この会議自体が水口で実施していることがどうなのかという意見が出てきましたら、他の旧町エリアでの開催になるかもしれませんので、ご意見があればお寄せいただければと思います。

時間も過ぎてしまいました。会議次第の5番目の閉会について、これまでは事務局

で閉めていただいていたましたが、今回からは副委員長の馬場さんをお願いいたします。

○副委員長

今日で3回目の会議です。市役所の庁内作業チームのみなさんも、貴重な時間をおして参加いただいたことを大変嬉しく思います。まして、この会議も3回目になりますが、自治基本条例というわかりにくいものを具体化していくという作業ですので、策定委員のみなさんは不安の中でこの会議に出席いただいていることと思います。今日のワークショップを通じて、委員長のまとめの部分ですけれども、誰がやるか、どうやるかについては私、個人として筈に例えるなら、土の中から4月15日過ぎに芽がでてきたかなという思いを持っております。4回目、5回目と多くの方の意見をいただきながら、より有意義な形でこの会議が進んでいくことができればありがたいと思います。

本日の方の有意義な会議にお礼を申し上げ、第3回委員会の終わりの言葉にかえさせていただきます。次回もよろしく願い申し上げます。本日はありがとうございました。